

2025年日本国際博覧会 会場外駐車場 配慮計画書の概要

1. 事業概要

- 事業の名称 : 2025年日本国際博覧会 会場外駐車場
- 事業の種類 : 駐車施設(2,000台以上)の設置
- 事業計画の位置 : 堺市堺区匠町地内及び築港八幡町地内(下図参照)
- 事業の目的 : 2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)では、会場となる夢洲(大阪市)への一般の自家用車の乗り入れを原則禁止とし、会場から概ね15km圏内に設ける会場外駐車場でバスに乗り換えるパークアンドライド方式を採用することとしています。本事業は、会場外駐車場の候補地の一つとして、堺市堺区に駐車施設を設置することを目的としたものです。
- 開発区域面積 : 約91,000㎡以下
- 駐車台数 : 約2,300台
- 供用予定期間 : 2025年4月から2025年10月まで

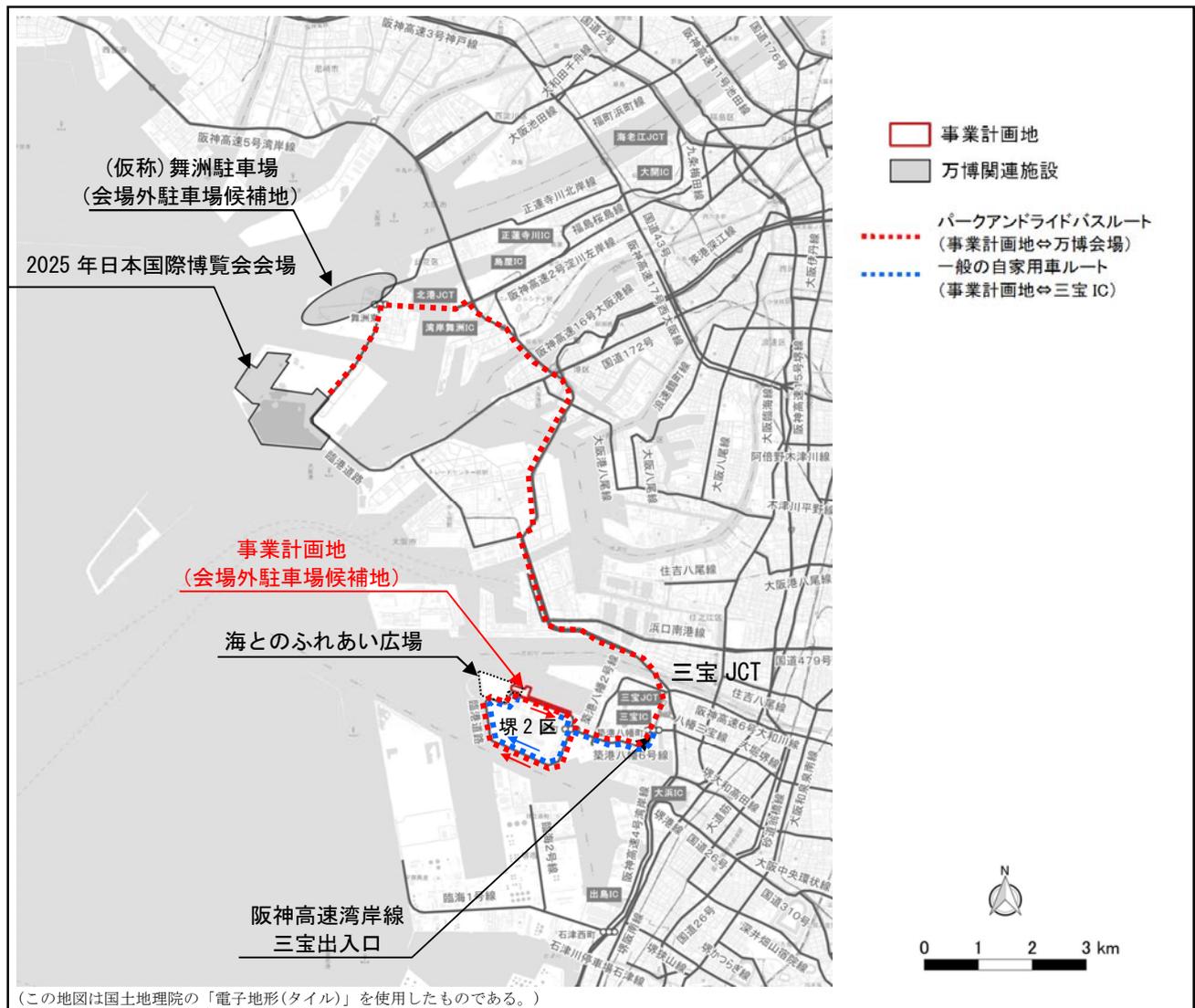
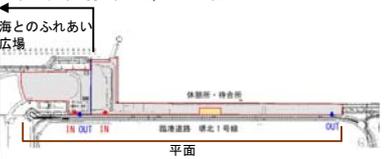
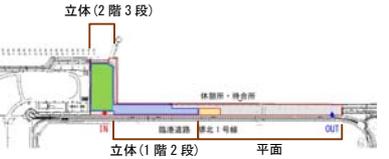
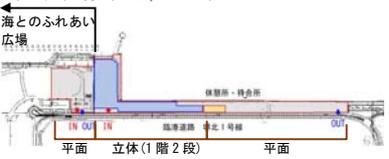


図1 事業計画地の位置図

2. 施設配置計画

事業計画地において、敷地範囲、駐車場施設の構造、配置等が異なる施設配置計画を3案検討しました。

表1 施設配置計画案の概要

	第1案 (平面)	第2案 (2階3段 立体)	第3案 (1階2段 立体)
案の概要	現況地形・施設等を活かした平面配置案。工期、工費等が最小限で復旧も容易な案。	海とのふれあい広場以外の区域で駐車台数を確保するために駐車施設を立体化した案。	駐車施設の立体化規模を抑え、海とのふれあい広場の使用範囲を小さくした折衷案。
配置イメージ	面積約9.1ha（うち、海とのふれあい広場区域3.4ha） 駐車台数約2,300台 	面積約5.7ha 駐車台数約2,300台 	面積約8.0ha（うち、海とのふれあい広場区域2.3ha） 駐車台数約2,300台 

3. 計画段階配慮事項の選定及び予測・評価

堺市が定める「事前配慮指針」に基づき、事業特性や地域特性を踏まえて環境影響要因、計画段階配慮事項を選定し、施設配置計画3案について環境影響を予測・評価しました。その結果、駐車場をすべて平面配置とした「第1案」が、工事規模を最小限に抑えることができ、環境影響だけでなく、コストや工期の観点からも、最も優れている計画案であると評価しました。

表2 総合評価

環境要素		影響要因	第1案	第2案	第3案
計画段階配慮事項	大気質	工事の実施	◎	△	○
		施設の供用	◎	○	○
	騒音	工事の実施	◎	△	○
		施設の供用		◎	
	振動	工事の実施	◎	△	○
		施設の供用		◎	
	土壌汚染	工事の実施	◎	○	○
	光害	施設の供用	◎	△	○
	陸域生態系	工事の実施	◎	△	○
		施設の存在	○	◎	○
	人と自然との触れ合い活動の場	工事の実施	◎	△	○
		施設の存在/施設の供用	○	◎	○
	景観	施設の存在	◎	△	○
	地球環境 (地球温暖化)	工事の実施	◎	△	○
		施設の供用		◎	
	廃棄物等	工事の実施	◎	△	○
安全(交通)	工事の実施	◎	△	○	
	施設の供用		◎		
施設としての相応しさ(社会面)				◎	
工期			◎	△	○
事業コスト(経済面)			◎	△	○
万博利用後の現状復元			◎	△	△
総合評価結果			◎	△	○

◎ 計画段階配慮事項：他案と比較して環境影響は最も軽微である/その他：他案と比較して最も優れている。

○ 計画段階配慮事項：他案と比較して環境影響は軽微である/その他：他案と比較して優れている。

△ 計画段階配慮事項：他案と比較して環境影響が大きい/その他：他案と比較して劣っている。

4. 環境配慮の方針

総合評価の結果に基づき、今後検討していく環境配慮方針を表3にとりまとめました。

表3 環境配慮方針

区分		内容
環境 配慮 の方 針	大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害バスの導入（パークアンドライドバス） ・施設利用車両の駐車場内でのアイドリングストップの推進（看板設置） ・敷地内における空ふかし防止のポスター等による啓発 ・施設利用時における効果的な情報発信や誘導等による駐車待ち車両の抑制 ・事前予約制の導入による交通集中の抑制 ・案内看板の設置等による施設利用車両の適切な誘導 ・排出ガス対策型建設機械の使用 ・工事用車両の計画的な運行管理
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用車両が走行する際の速度超過を抑制 ・敷地内における空ふかし防止のポスター等による啓発 ・事前予約制の導入による交通集中の抑制 ・案内看板の設置等による施設利用車両の適切な誘導 ・低公害バスの導入（パークアンドライドバス） ・低騒音型建設機械の使用 ・工事用車両の計画的な運行管理
	振動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用車両が走行する際の速度超過を抑制 ・駐車場の出入り口の段差を低減し、車両乗り入れ時の振動を抑制 ・事前予約制の導入による交通集中の抑制 ・案内看板の設置等による施設利用車両の適切な誘導 ・低公害バスの導入（パークアンドライドバス） ・低振動型建設機械の使用 ・工事用車両の計画的な運行管理
	土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法及び大阪府生活環境保全等に関する条例等に基づく、工事着手前の関係機関との協議、手続きの実施 ・上記法・条例に基づく適切な対応（汚染土壌が確認された場合）
	光害	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の状況に応じた適切な照明配置 ・必要に応じ遮光ルーバー付き照明の設置
	陸域生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・走光性昆虫類の誘引抑制に配慮した照明施設の設置 ・生物の生息・繁殖環境に配慮した工事の工法、実施時期、実施時間の設定
	人と自然との触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・事前予約制の導入、適切なルートや混雑状況等の情報提供 ・工事用車両の適切なルート設定、警備員の配置 ・レクリエーション利用が多い時期・時間帯に配慮した施工計画
	景観	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和、圧迫感軽減に効果的な施設のデザイン、色調等の採用
	地球環境 (地球温暖化)	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害バスの導入（パークアンドライドバス） ・敷地内における空ふかし防止のポスター等による啓発 ・施設利用車両の駐車場内でのアイドリングストップの推進（看板設置） ・事前予約制の導入による交通集中の抑制 ・案内看板の設置等による施設利用車両の適切な誘導 ・排出ガス対策型建設機械の使用 ・工事用車両の計画的な運行管理
	廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生材の減量化や建設リサイクル法に基づく再資源化等の適切な処理の実施
安全 (交通)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設（駐車場）の出入口での警備員の配置 ・事前予約制の導入による交通集中の抑制 ・案内看板の設置等による施設利用車両の適切な誘導 ・施設利用車両が走行する際の速度超過を抑制 ・工事用車両の計画的な運行管理 	